

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（6）

（表は構想であり、実施にあたっては、海岸に関し学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を聴きながら計画を策定する。）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面		
②三崎～長者ヶ崎		25	久留和漁港	久留和	水産庁	横須賀市	656	人工海岸 自然海岸	津波	砂浜	=	=	=	=	漁港施設 用地 道路 住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・一定の防護水準の確保を図る。	一定の防護水準を維持するために、施設の異常箇所の早期発見のための点検を継続的に行う。	沖合の藻場・磯場の保全、保護に努める。砂浜の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰り及び秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・離岸堤については、堤体前面の洗掘やブロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	一定の防護水準が維持される。	
		26	横須賀(河)	秋谷大崩浜田	国土交通省 水管理・国土保全局	神奈川県	1,333	自然海岸	津波 侵食	護岸 消波堤 砂浜	不明 不明 =	不明 不明 =	=	=	道路 住宅地 駐車場	・海岸の侵食を防止し、砂浜の消波の機能の確保に努める。 ・海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	・粗粒材を使用した計画的な養浜により回復した浜の維持管理を行い消波機能の確保を図る。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	優れた景観資源、沖合の藻場や天然磯場などの豊かな生物環境の保全、保護を図る。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・消波堤については、堤体前面の洗掘やブロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	砂浜の回復により砂浜の消波の機能が確保される。	
横須賀		27	葉山(河)	一色下山口	国土交通省 水管理・国土保全局	神奈川県	2,595	自然海岸	津波 侵食	護岸 消波堤 砂浜 突堤	47 135 =	不明 不明 =	=	=	道路 住宅地 公園 皇室用財産	・海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	藻場や天然磯場などの生物環境や天然記念物など貴重な動物、植物の保全、保護に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。自然環境の保全、保護に配慮した海水浴場の適切な利用に努める。「海・浜のルールブック」が施行されている海岸であり、水上オートバイ等の海洋レジャー目的の海岸利用者に対してルールの周知を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・消波堤及び突堤については、堤体前面の洗掘や、ブロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	一定の防護水準が確保されるよう、施設の整備に取り組みが必要がある。砂浜の変動状況をモニタリングしながら対処する。	
		28	真名瀬漁港	葉山	水産庁	葉山町	540	人工海岸 自然海岸	津波	護岸	277	4.6	=	=	道路 住宅地	・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため対策を計画する。 ・一定の防護水準を維持する。 ・一定の防護水準を維持するために、施設の異常箇所の早期発見のための点検を継続的に行う。	高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、施設の整備を行う。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	優れた景観、沖合の藻場や天然磯場などの豊かな生物環境の保全、保護を図る。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰り及び秩序ある海岸利用の呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	越波の防止によって海岸背後地の生活環境が向上する。	
		29	葉山(河)	堀内	国土交通省 水管理・国土保全局	神奈川県	1,240	自然海岸	津波 侵食	離岸堤 砂浜 突堤 護岸 消波工	257 (4基) =	2~3.8 =	=	=	道路 住宅地	・北部地区で発生している高潮時の飛沫等の被害から背後地を防護するため、対策を検討する。 ・現状の砂浜を保全する。 ・海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・一定の防護水準を確保する。高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、対策を計画する。	養浜を図る。汀線の維持を図る。一定の防護水準を確保するために、施設の整備を行う。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	優れた景観資源、沖合の藻場や天然磯場などの豊かな生物環境の保全、保護を図る。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。自然環境の保全、保護に配慮した海水浴場の適切な利用に努める。プレジャーボートの放置対策を推進する。「海・浜のルールブック」が施行されている海岸であり、水上オートバイ等の海洋レジャー目的の海岸利用者に対してルールの周知を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・離岸堤、突堤及び消波工については、前面の洗掘や、ブロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	越波、飛沫の防止によって背後地の生活環境が向上する。	

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（7）

（表は構想であり、実施にあたっては、海岸に関し学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を聴きながら計画を策定する。）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	規模(現況)		規模(計画)		後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果																
											延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面																		
																						護岸	消波工	砂浜	突堤												
横須賀	③葉山・逗子	30	葉山港(港)	葉山	国土交通省港湾局	神奈川県	257	人工海岸 自然海岸	津波 侵食	護岸	不明	不明	=	=	道路 住宅地	<ul style="list-style-type: none"> 海岸の侵食を防止し砂浜の保全に努める。 海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 養浜によって現況汀線の維持を図る。 高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。 	優れた景観資源、沖合の豊かな生物環境の保全、保護を図る。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。自然環境の保全、保護に配慮した海水浴場の適切な利用に努める。プレジャーボートの放置対策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。 	侵食の防止によって砂浜および背後地の保全が図られる。越波、飛沫の防止によって背後地の生活環境が向上する。																
											31	逗子(河)	逗子 新宿桜山	国土交通省水管理・国土保全局								神奈川県	1,901	自然海岸	津波 侵食	護岸	448	4.8	=	=	道路 住宅地 商業地 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 海岸北側の侵食を防止し砂浜の保全に努める。 海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 養浜によって現況汀線の維持を図る。 高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対応する。 	優れた景観資源、沖合の豊かな生物環境を保全、保護。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。自然環境の保全、保護に配慮した海水浴場の適切な利用に努める。プレジャーボートの放置対策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 突堤及び消波工については、前面の洗掘や、ブロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。 	海岸北側の狭小な海岸は利用の妨げとなっている。汀線変化の解析結果から海岸線は近年侵食傾向にあることがわかっており対策が求められる。一定の防護水準が確保されるように施設の整備に取り組み必要がある。
																										消波工	268	1.74	=	=							
32	小坪漁港	小坪	水産庁	逗子市	1,051	人工海岸 自然海岸	津波 侵食(飛砂)	消波堤	573	不明	=	=	住宅地等 道路 商業地 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。 また、施設整備によるハード対策とともに、伝達監視体制の充実や、避難のためのソフト対策を図る。 	自然砂浜海岸の保全・向上を図り、海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。また、景観史跡の保全と沖合の養場の保全、保護に努める。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。海岸を散策し、楽しむためのコーナー・サルパインヒに配慮した整備に努める。漁業者との共存、自然環境の保全、保護に配慮した海岸の適切な利用に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 突堤及び消波工については、前面の洗掘や、ブロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。 	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。また、砂浜が維持されることで、海岸での遊び、学習、利用が促進され、海の愛護に連結される。																			
33	鎌倉(河)	由比ヶ浜	国土交通省水管理・国土保全局	神奈川県	3,331	自然海岸	津波 侵食	護岸	3309	4.0~8.8	=	=							住宅地等 道路 商業地 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 古部、海辺のまちなみを控えた鎌倉海岸の自然や景観を出来る限り保全し、多様な利用関係を調整し、「みんなで守り、楽しみ、伝えよう」相模灘の豊かな自然と悠久な歴史・文化の海岸を実現させる。 高潮や津波等による被害が想定される地域においては、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。 	自然砂浜海岸の保全・向上を図り、海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。また、景観史跡の保全と沖合の養場の保全、保護に努める。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。海岸を散策し、楽しむためのコーナー・サルパインヒに配慮した整備に努める。漁業者との共存、自然環境の保全、保護に配慮した海岸の適切な利用に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 突堤及び消波工については、前面の洗掘や、ブロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。 	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。また、砂浜が維持されることで、海岸での遊び、学習、利用が促進され、海の愛護に連結される。													
								消波工	456	不明	=	=													砂浜	=	=	=	=	突堤	315	2.1	=	=			

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（8）

（表は構想であり、実施にあたっては、海岸に関し学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を聴きながら計画を策定する。）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面		
藤沢	④鎌倉	34	鎌倉(河)	七里ヶ浜	国土交通省 水管理・国土保全局	神奈川県	2,600	自然海岸	津波 侵食	護岸		2095	5.9~10.5	=	=	住宅地	古都、海辺のまちなみを 控えた鎌倉海岸の自然や 景観を出来る限り保全し、 多様な利用関係を調整し、 「みんなですくすく・楽し み・伝えよう相模灘の豊か な自然と悠久な歴史・文 化」の海岸を実現させる。 高潮や津波等による被害 が想定される地域におい ては、海洋景観等に配慮 した施設整備について、 検討を行い、一定の防護 水準の確保を図る。	養浜により現状の砂浜を 維持することを図る。 また、伝達監視体制の 充実や、避難のためのソ フト対策を図る。高潮や 津波等による被害が想定 される地域においては、 海洋景観等に配慮した 施設整備について、検 討を行い、一定の防護 水準の確保を図る。	砂草などの保全を図り、 海岸の打ち上げゴミ類 の速やかな処理など海岸 環境の向上を図る。また、 史跡の保全と沖合の 藻場・磯場の保全、保護 に努める。	海岸ゴミの持ち帰りなど 秩序ある海岸利用のマ ナー向上のための啓発 を図る。	・護岸については、施設 の損傷・劣化等の変化に ついては、日常的な巡視や 原則として5年に1回程度 の定期的な点検・評価を 行い、変状の進行に応じ た長寿命化を図るなど、 施設の機能が維持される よう、適切な維持・修繕 に努める。 ・砂浜については、日常 的な巡視や、高波直後に、 汀線や護岸前面等の状況 を点検し、必要に応じて 養浜などにより適切な 維持に努める。	砂浜が維持されること で、海岸での遊び、学 習、利用が促進され、 海の愛護に連結される。
										砂浜	=	=	=	=								
		35	腰越漁港	腰越	水産庁	鎌倉市	1,028	人工海岸 人工海岸	津波	護岸		不明	不明	=	=	住宅地	小動岬など鎌倉海岸の 自然や景観を出来る限り 保全し、多様な利用関係 を調整し、「みんなですく すく・楽しみ・伝えよう 相模灘の豊かな自然と 悠久な歴史・文化」の 海岸を実現させる。	現況の砂浜を維持する ことを基本的な目標とす る。一定の防護水準を 確保するため、施設の 整備を行う。	海岸の打ち上げゴミ類 の速やかな処理など海岸 環境の向上を図る。また、 景観の保全と沖合の 藻場・磯場の保全、保護 に努める。	海岸ゴミの持ち帰りなど 秩序ある海岸利用のマ ナー向上のための啓発 を図る。	・護岸については、施設 の損傷・劣化等の変化に ついては、日常的な巡視 や原則として5年に1回 程度の定期的な点検・評 価を行い、変状の進行に 応じた長寿命化を図る など、施設の機能が維持 されるよう、適切な維持 ・修繕に努める。 ・突堤及び離岸堤につ いては、前面の洗掘や、 ブロックの移動・散乱・ 沈下等について日常的な 巡視や原則として5年 に1回程度の定期的な 点検・評価を行い、必要 に応じてブロックの補充 等による適切な維持・ 修繕に努め、施設の 機能が維持されるよう、 適切な維持・修繕に 努める。 ・砂浜については、日常 的な巡視や、高波直後に、 汀線や護岸前面等の状況 を点検し、必要に応じて 養浜などにより適切な 維持に努める。	高潮や津波による越波、 浸水対策の実施により、 背後地の安全性が向上 する。
										離岸堤	204.4	3.8	=	=								
									砂浜	=	=	=	=									
									突堤	135.2	3.8	=	=									
⑤藤沢・茅ヶ崎	36	湘南港(港)	藤沢	国土交通省 港湾局	神奈川県	1,586	人工海岸 自然海岸	津波	護岸		1295	5.0~不明	=	=	住宅地 駐車場	海岸災害から海岸を 防護するとともに観光 地である江の島の景観 に相応しい海辺づくり の創出を図る。高潮や 津波等による被害が 想定される地域におい ては、海洋景観等に 配慮した施設整備につ いて、検討を行い、一 定の防護水準の確保 を図る。	高潮や津波等による 被害が想定される地域 については、海洋景観 等に配慮した施設整備 について、検討を行い、 一定の防護水準の確保 を図る。また、避難所 を整備し、避難経路を 地域住民へ周知徹底 を図る。	沖合いの藻場・磯場の 保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持 を図る。海岸沿いの散 歩道の維持・補修を図 る。海岸ゴミの持ち 帰りや秩序ある海岸 利用の呼び掛けなど 海岸利用者のマナー 向上のための啓発 を図る。	・護岸については、施設 の損傷・劣化等の変化 に原則として5年に1 回程度の定期的な点 検・評価を行い、変状 の進行に応じた長寿 命化を図るなど、施設 の機能が維持される よう、適切な維持・ 修繕に努める。	高潮や津波による越波、 浸水対策の実施により、 背後地の安全性が向上 する。	
									防潮堤	142	6.5	=	=									
									37	片瀬漁港	片瀬	水産庁	藤沢市	142								人工海岸 自然海岸
38	藤沢(河)	藤沢	国土交通省 水管理・ 国土保全局	神奈川県	5,239	自然海岸	津波 侵食	護岸		1916	4.0~8.1	=	=	住宅地 商用 駐車場	現状の砂浜を保全する ことを基本として、 養浜を主体とした 海岸侵食対策に 取り組む。高潮や 津波等による被害 が想定される地域 においては、海洋 景観等に配慮した 施設整備について、 検討を行い、一定 の防護水準の確保 を図る。	海岸保全施設や養 浜によって現状の 砂浜を維持する ことを基本的な 目標とする。また、 伝達監視体制の 充実や、避難の ためのソフト対策 を図る。高潮や 津波等による被害 が想定される地域 においては、海洋 景観等に配慮した 施設整備について、 検討を行い、一定 の防護水準の確保 を図る。	砂浜海岸の保全を 図り、広がる砂 草帯の保護・育 成を促すなど海岸 環境の増進を図 る。また、海岸 の打ち上げゴミ 類の速やかな処理 など海岸環境の 向上を図る。	海岸ゴミの持ち 帰りなど秩序 ある海岸利用 のマナー向上 のための啓 発を図る。海 岸を散策し、 楽しむための ユニバーサル デザイン化に 配慮した整備 に努め、安全 で快適な利用 を可能とする。	・護岸については、施設 の損傷・劣化等の変化 に原則として5年に1 回程度の定期的な 点検・評価を行い、 変状の進行に応じ た長寿命化を図る など、施設の機能が 維持されるよう、 適切な維持・修繕 に努める。 ・砂浜については、 日常的な巡視や、 高波直後に、汀線 や護岸前面等の 状況を点検し、 必要に応じて養 浜などにより 適切な維持に 努める。	砂浜が維持されること で、海水浴場等の海 岸での遊び、学 習、利用が促進 され、海の愛護 に連結される。		

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（9）

（表は構想であり、実施にあたっては、海岸に関し学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を聴きながら計画を策定する。）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	規模(現況)		規模(計画)		後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果
											延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面		
藤沢	⑤藤沢・茅ヶ崎	39	茅ヶ崎(河)	茅ヶ崎(中海岸)	国土交通省 水管理・国土保全局	神奈川県	4,793	自然海岸	津波 侵食	護岸	589	5.8~6.5	=	=	住宅地 農用地 森林	代表的な白砂青松海岸の保全を図りながら、多様な海洋レクリエーションや漁業との利用調整を図る。海岸を侵食から防護するとともに、安全で快適な利用、環境にやさしい、茅ヶ崎らしく、海に向かっている自然にひびく海岸を目指した海岸とする。高潮や津波等による被害が想定される地域においては、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	養浜を主体とした侵食対策により砂浜全体の回復を図ることで、十分な消波機能を有し背後地を防護する。また、伝達監視体制の充実や、避難のためのソフト対策を図る。高潮や津波等による被害が想定される地域においては、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	環境にやさしい砂浜海岸の保全・向上を図り、茅ヶ崎らしい景観を創出する。また、海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用が図られるようマナー向上のための啓発を図る。海岸を散策し、楽しむためのユニバーサルデザイン化に配慮した整備に努め、安全で快適な利用を可能とする。自然環境の保全、保護に配慮し、適切な利用に努める。	護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 突堤及びヘッドランドについては、前面の洗掘や、ブロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	砂浜が回復されることで、海岸での遊び、学習、利用が促進され、海の愛護に連結される。
										突堤	231(5基)	不明	=	=							
										砂浜	=	=	=	=							
	40	茅ヶ崎漁港	南湖	水産庁	茅ヶ崎市	578	自然海岸 人工海岸	津波	護岸	352.5m	5	=	=	住宅地	代表的な白砂青松海岸の保全を図りながら、地元漁業との利用調整を図る。	伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対応する。	漁港西側の堆積砂を、備食が著しい中海岸に養浜材として搬入し、海岸の保全を図る。	甲種第1種漁港のため、利用を図る。	護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	現状の砂浜を保持するとともに、波浪を減衰させ、背後の護岸、サイクリング道路の防護が図れる。	
									砂浜	=	=	=	=								
41	茅ヶ崎(河)	茅ヶ崎(柳島)	国土交通省 水管理・国土保全局	神奈川県	4,793	自然海岸	津波 侵食	護岸	702	6.5	=	=	住宅地 農用地 森林	県下第一の相模川の河口部に位置し、豊かな海と川の地形と景観を望んでいるが、近年、これらが急速に失われた。この失われた自然を出来るかぎり再生することを基本方針とする。また、より良い海岸環境を創造するとともに海岸利用を促進し、景観にも配慮する。高潮や津波等による被害が想定される地域においては、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	海岸保全施設や養浜によって現状の砂浜を保持することを基本的な目標とする。また、伝達監視体制の充実や、避難のためのソフト対策を図る。高潮や津波等による被害が想定される地域においては、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	環境にやさしい砂浜海岸の保全・向上を図り、大河川の河口部に美しい景観を創出する。また、海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。海岸を散策し、楽しむためのユニバーサルデザイン化に配慮した整備に努め、安全で快適な利用を可能とする。	護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 消波堤については、前面の洗掘や、ブロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	砂浜が維持されることで、海岸での遊び、学習、利用が促進され、海の愛護に連結される。		
								砂浜	=	=	=	=									
								消波堤	700	1.5	=	=									
平塚	⑥平塚・大磯 東部	42	平塚(河)	平塚	国土交通省 水管理・国土保全局	神奈川県	3,003	自然海岸	津波 高潮 侵食	離岸堤	350	1.5	=	=	住宅地 農用地 森林	比較的幅の広い豊富な砂量を誇り、豊かな緑の美しいうま海岸の保全に努める。また、平成14年7月に開設された海水浴場とも連携して、相模灘のテーマである「みんなで守り、楽しみ・伝えよう相模灘の豊かな自然と悠久な歴史・文化」を目標に防護、環境、利用の調和の取れた総合的な海岸保全を図る。	海岸保全施設や養浜によって現状の砂浜を保持することを基本的な目標とする。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対応する。	砂浜海岸の保全を図り、広がる砂草帯の保護・育成をするなど海岸環境の増進を図る。また、海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。	護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 突堤及び離岸堤については、前面の洗掘や、ブロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	養浜を実施することで、景観の維持と波浪の減衰がはかれ、汀線を維持し、自然の消波機能により、海岸災害から海岸背後地等を防護できる。また、砂浜を維持することで、海水浴場等の海岸での遊び、学習、利用が促進され、海の愛護に連結される。
										堤防	420	8	=	=							
										砂浜	=	=	=	=							
										突堤	263(2基)	2.5	=	=							

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（10）

（表は構想であり、実施にあたっては、海岸に関し学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を聴きながら計画を策定する。）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果	
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面			
⑥平塚・大磯東部		43	大磯(河)	大磯	国土交通省・水管理・国土保全局	神奈川県	710	自然海岸	津波	堤防	新設	785	8~8.5	=	=	住宅地 商用地 森林	比較的幅の広い砂浜を保全するとともに、周辺海岸の海岸線変動状況にも留意しつつ、広域的な視点により沿岸漂砂の連続性を考慮した総合的な対策を図る。防砂林や砂草を保全し、良好な海岸環境を形成する。	伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	砂浜海岸の保全を図り、砂草の保護・育成など海岸環境の増進を図る。また、海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用のマネー向上のための啓発を図る。	・堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。 ・陸間については、日常的な巡視、台風期前などにおける閉鎖点検及び原則として5年に1回程度の定期的な点検を行い、施設の機能が維持されるよう適切な維持・修繕に努める。	適切な砂浜の維持管理により海岸利用の向上が見込まれる。	
												砂浜	=	=	=								=
													陸間	1基	8.5								=
44	大磯港(港)	大磯	国土交通省・港湾局	神奈川県	652	人工海岸 自然海岸	津波	堤防(防潮堤)	新設	652	8.61	=		=	住宅地	海岸災害を防護するとともに、県下で有数の海水浴場として利用されていることから、海岸の保全を図る。	高潮・波浪、津波から背後地の住宅地の防護を図る。	砂浜海岸を保全し、堆砂状況をモニタリングし、良好な海岸の維持を図る。	海岸ゴミの持ち帰りや、海岸利用者のマネー向上を図る。	・堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。 ・陸間については、日常的な巡視、台風期前などにおける閉鎖点検及び原則として5年に1回程度の定期的な点検を行い、施設の機能が維持されるよう適切な維持・修繕に努める。	一定の防護水準が維持される。		
										砂浜	=	=	=	=									
											陸間(防潮門扉)	11基	8.61	=								=	
平塚	45	大磯(河)	大磯	国土交通省・水管理・国土保全局	神奈川県・国土交通省	3,927	自然海岸	高潮(越波)	岩盤型施設(仮称)	新設		=	=	砂礫流出防止に必要な延長	平常時露出しない高さ	住宅地等 森林	平成19年台風第9号により大きな海岸侵食が生じ砂浜が流出したため、投げ釣りや散策等の利用が回復出来るよう、保全対策を行う。	大磯港西側は、平成19年台風第9号により大きな海岸侵食が生じたため、さらなる被災を発生させないよう最低限30m以上の幅と適度な勾配を持つ砂浜の回復を目標とする。台風第9号の被災区間は二宮海岸と連続した侵食対策を検討する。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	自然環境の保全、保護に配慮した良好な海岸利用を図る。	・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。 ・岩盤型施設(仮称)については、施設が露出した場合、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や定期的な点検・評価を行い、必要に応じて補修等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。	養浜等によって従来の砂浜を回復させることで高波浪を減衰させ、越波、飛沫の防止によって背後地の生活環境が向上する。	
											砂浜	=	=	=	=								
												護岸	164.5	9.5	=								=
⑦大磯西部・二宮	46	二宮(河)	二宮	国土交通省・水管理・国土保全局	神奈川県・国土交通省	2,333	自然海岸	高潮(越波)侵食	護岸	新設	=		=	砂礫流出防止に必要な延長	平常時露出しない高さ	住宅地等 森林	平成19年台風第9号により大きな海岸侵食が生じ、砂浜が流出したため、豊かな緑と連担する美しい砂浜の回復と安全安心、海水浴場としての砂浜と漁業、投げ釣りや散策等の利用が回復出来るよう、保全対策を行う。	平成19年台風第9号により大きな海岸侵食が生じたため、さらなる被災を発生させないよう最低限30m以上の幅と適度な勾配を持つ砂浜の回復を目標とする。養浜と海岸保全施設の併用により砂浜の回復を図る。また、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	自然砂礫海岸を回復する。	今後、海水浴場として機能するよう砂浜の回復を図る。投げ釣り、沿岸漁業、散策等の海岸利用に適切に配慮する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・突堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。 ・岩盤型施設(仮称)については、施設が露出した場合、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や定期的な点検・評価を行い、必要に応じて補修等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・洗掘防護施設については、施設の損傷・劣化等について、定期的な点検・評価を行い、必要に応じて補修等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。	養浜等によって従来の砂浜を回復させることで高波浪を減衰させ、越波、飛沫の防止によって背後地の生活環境が向上する。さらに、この地域唯一の海水浴場の利用が可能となり漁業環境を増進させる。	
											突堤	100(2基)	3.5	=	=								
												岩盤型施設(仮称)	=	=	砂礫流出防止に必要な延長								平常時露出しない高さ
											洗掘防護施設		=	=	洗掘防止に必要な延長								洗掘防止に必要な高さ
												砂浜	=	=	=								=

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（11）

（表は構想であり、実施にあたっては、海岸に関し学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を聴きながら計画を策定する。）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面		
小田原	⑧小田原東部	47	二宮漁港	梅沢	水産庁	二宮町	280	自然海岸	高潮(越波)侵食	突堤		61	1.5	=	=	住宅地 森林	豊かな緑と美しい砂浜の保全を第一とし、長期的な視点で海岸侵食の防止を図る。また、快適で安全安心な生活環境の維持・増進を図り、砂浜の確保と漁業、散策等の利用にも配慮した海岸整備を行う。	現状の砂浜を保持し、砂浜の消波機能の確保を図る。	自然砂浜海岸の保全、河川等から流出・漂着した大型ゴミなどの迅速な対応により海岸環境の維持・向上を図る。	沿岸漁業、投げ釣り、散策等の海岸利用に適切に配慮する。	突堤及び人工エリーフについては、ブロックの移動・取崩し等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。	養浜等によって従来の砂浜を回復させることで高波浪を減衰させ、越波、飛来の防止によって背後地の生活環境が向上する。さらに、この地域唯一の海水浴場の利用が可能となり漁業環境を増進させる。
										砂浜		=	=	=	=							
										人工エリーフ		70	-1.5	=	=							
		48-1	小田原(河)	小田原(前川)	国土交通省・水管理・国土保全局	神奈川県	1460	自然海岸	高潮(越波)侵食	護岸		1460	9.03~10.70	検討中	検討中	住宅地等	モニタリングを行いながら砂浜を維持管理し、必要に応じて適切な管理を行っていく。また、美しい砂浜海岸と富士山、箱根山の景観を含めた良好な海岸環境の保護、投げ釣りや散策等の利用にも配慮した落ち着いた海岸整備を行う。	優食に対しては、現状の砂浜を保持するとともに、砂浜全体の回復を図る。高潮に対しては、保全施設が設置されているが、一部消波機能不足により背後地の防護が不足している箇所もあるため、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	自然砂浜海岸を保全し、海鳥の休息場となる海岸等を保全する。また、漂着した流木・ゴミなどに対しては速やかに対応する。	投げ釣り、沿岸漁業、散策等の海岸利用に適切に配慮する。	護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	砂浜全体を維持することで高波浪を減衰させ、越波、飛来の防止によって背後地の生活環境が向上するとともに海岸利用が促進される。
										門扉(角落し含む)		7	9.03~10.70	検討中	検討中							
										砂浜		=	=	=	=							
		48-2	小田原(河)	小田原(国府津)	国土交通省・水管理・国土保全局	神奈川県・国土交通省	1470	自然海岸	高潮(越波)侵食	護岸	改良	1470	7.95~9.70	800	10.50	住宅地等	土砂供給の減少や急峻な海底谷への砂の流出により砂浜が侵食されているとともに、海底勾配が急で海底谷が近接しているため波浪条件が激しく越波被害が発生している。そのため、背後地を防護するため養浜により消波機能を向上させ、併せて海岸保全施設の整備を行う。また、美しい砂浜海岸と富士山、箱根山の景観を含めた良好な海岸環境の保護、投げ釣りや散策等の利用や、かつての国府津海岸の漁業や海水浴場等活気ある海岸が回復されるような整備を行う。	優食に対しては、環境や漁業に配慮し粒径を考慮した養浜を主体に砂浜の回復を図る。平成19年台風第9号により大量の土砂が海底谷へ流出し、大規模な海岸侵食が生じた区間においては、急峻な海底谷が迫ることから、酒匂川からの供給土砂の流出を防ぐことにより砂浜の回復を図る。高潮に対しては、保全施設が設置されているが、消波機能不足により背後地の防護が不足している箇所もあるため、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	自然砂浜海岸を保全し、海鳥の休息場となる海岸等を保全する。また、漂着した流木・ゴミなどに対しては速やかに対応する。	投げ釣り、沿岸漁業、散策等の海岸利用に適切に配慮する。国府津海水浴場の復活。	護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	砂浜全体を回復することで高波浪を減衰させ、越波、飛来の防止によって背後地の生活環境が向上するとともに海岸利用が促進される。
										門扉(角落し含む)		5	7.95~9.70	4	10.50							
										砂浜		=	=	=	=							
		48-3	小田原(河)	小田原(小八幡)	国土交通省・水管理・国土保全局	神奈川県	2450	自然海岸	高潮(越波)侵食	護岸		320	7.72~8.38	検討中	検討中	住宅地等	モニタリングを行いながら砂浜を維持管理し、必要に応じて適切な管理を行っていく。また、美しい砂浜海岸と富士山、箱根山の景観を含めた良好な海岸環境の保護、投げ釣りや散策等の利用や、かつて海岸で子供達が安全に遊んだ砂の豊富な砂浜海岸となるよう海岸整備を行う。	優食に対しては、現状の砂浜を保持するとともに、砂浜全体の回復を図る。高潮・津波に対しては、西湘バイパスの存在により懸念は小さいが、一部消波機能不足により背後地の防護が不足している箇所もあるため、その軽減を図るとともに、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	自然砂浜海岸を保全し、海鳥の休息場となる海岸等を保全する。小田原海岸においては、砂の豊富な砂遊びが出来る海岸を目指す。	投げ釣り、散策等の海岸利用に適切に配慮する。小田原海岸において、砂の豊富な砂遊びが出来る海岸を目指す。	護岸及び堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	砂浜全体を維持することで、国土保全が図れる。さらに、豊かな砂浜海岸とすることで、海浜植生の繁殖を促し、動物の生息地となり、さらに利用が促進される。
										堤防		2130	8.77~8.83	=	=							
										砂浜		2450	=	=	=							
48-4	小田原(河)	小田原(東町)	国土交通省・水管理・国土保全局	神奈川県	926	自然海岸	高潮(越波)侵食	護岸		100	9.51	検討中	検討中	住宅地等	モニタリングを行いながら砂浜を維持管理し、必要に応じて適切な管理を行っていく。また、美しい砂浜海岸と富士山、箱根山の景観を含めた良好な海岸環境の保護、投げ釣りや散策等の利用や、かつて海岸で子供達が安全に遊んだ砂の豊富な砂浜海岸となるよう海岸整備を行う。	優食に対しては、現状の砂浜を保持するとともに、砂浜全体の回復を図る。高潮・津波に対しては、西湘バイパスの存在により懸念は小さいが、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	優食に対しては、現状の砂浜を保持するとともに、砂浜全体の回復を図る。高潮・津波に対しては、西湘バイパスの存在により懸念は小さいが、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	投げ釣り、散策等の海岸利用に適切に配慮する。小田原海岸において、砂の豊富な砂遊びが出来る海岸を目指す。	護岸及び堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	砂浜全体を維持することで、国土保全が図れる。さらに、豊かな砂浜海岸とすることで、海浜植生の繁殖を促し、動物の生息地となり、さらに利用が促進される。		
								堤防		826	9.50	=	=									
								砂浜		=	=	=	=									

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（12）

（表は構想であり、実施にあたっては、海岸に關し学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を聴きながら計画を策定する。）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面		
小田原	⑧小田原東部	49	小田原漁港	東町	水産庁	神奈川県・小田原市	350	自然海岸	高潮(越波)侵食	堤防		336	9.25	=	=	住宅地	長期的な視点で、砂浜の維持・復元による海岸保全機能の増大を図り、より良い海岸環境を創造するとともに海岸利用を促進し、景観にも配慮する。	海岸侵食を防止し、高潮から背後地を防護する。	水産協調型施設の導入による海域環境の向上を目指す。景観に配慮する。	漁業やレクリエーション利用に配慮する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・人工リーフについては、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	砂浜の回復、安定化 背後域への高潮災害の防止 水産協調型施設の導入による海域環境の向上
										砂浜		=	=	=	=							
										人工リーフ	新設	=	=	200	未定							
		50	小田原漁港	浜町	水産庁	神奈川県・小田原市	1,775	自然海岸	高潮(越波)侵食	堤防	752	8.09~11.10	=	=	住宅地 商業地 工業地	モニタリングを行いながら砂浜を維持管理し、必要に応じて適切な管理を行っていく。より良い海岸環境を創造するとともに海岸利用を促進し、景観にも配慮する。	海岸侵食を防止し、高潮から背後地を防護する。	水産協調型施設の導入による海域環境の向上を目指す。景観に配慮する。	漁業やレクリエーション利用に配慮する。	・護岸及び堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・突堤、人工リーフ及び遊堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	養浜による砂浜の回復、安定化 背後域への高潮災害の防止	
										護岸	125	10.24	=	=								
										砂浜	=	=	=	=								
	突堤									105(1基)	=1.5~5.5	=	=									
	人工リーフ									754(4基)	=1.5	=	=									
	砂止遊堤									125(3基)	=4	=	=									
	遊堤	70.7	=4	=	=																	
	51	小田原漁港	本町	水産庁	神奈川県・小田原市	1,775	自然海岸	高潮(越波)侵食	堤防	431	9.4~11.44	=	=	住宅地 商業地 工業地	モニタリングを行いながら砂浜を維持管理し、必要に応じて適切な管理を行っていく。より良い海岸環境を創造するとともに海岸利用を促進し、景観にも配慮する。	海岸侵食を防止し、高潮から背後地を防護する。	水産協調型施設の導入による海域環境の向上を目指す。景観に配慮する。	漁業やレクリエーション利用に配慮する。	・護岸及び堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・突堤、人工リーフ及び遊堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	砂浜の回復、安定化 背後域への高潮災害の防止		
									護岸	255	5.00~11.47	=	=									
									砂浜	=	=	=	=									
									突堤	178(2基)	2.5~3.0	=	=									
									人工リーフ	619.2(3箇所)	=1.5~2.0	=	=									
									砂止遊堤	90.95(2箇所)	=4	=	=									
	遊堤	120.8	=2.0	=	=																	
	52	小田原漁港	南町	水産庁	神奈川県	380	自然海岸	高潮(越波)侵食	護岸	438	8.24~11.58	=	=	住宅地	長期的な視点で、砂浜の維持・復元による海岸保全機能の増大を図り、より良い海岸環境を創造するとともに海岸利用を促進し、景観にも配慮する。	海岸侵食を防止し、高潮から背後地を防護する。	水産協調型施設の導入による海域環境の向上を目指す。景観に配慮する。	漁業やレクリエーション利用に配慮する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・人工リーフについては、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	砂浜の回復、安定化 背後域への高潮災害の防止 水産協調型施設の導入による海域環境の向上		
砂浜									=	=	=	=										
人工リーフ									新設	=	=	200	未定									

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（13）

（表は構想であり、実施にあたっては、海岸に関し学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を聴きながら計画を策定する。）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	規模(現況)		規模(計画)		後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果	
											新設・改良	延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)			天端高(T.P.m)	防護面	環境面			利用面
小田原	⑧小田原東部	53	小田原漁港	早川	水産庁	神奈川県	1,395	自然海岸	高潮(越波)侵食	護岸	1022	7.00~13.20	=	=	住宅地	高潮等の越波から背後地を防護するため、長期的に対策を計画する。貴重な砂浜の保全を図る。都市型漁業の振興として都市との交流拠点の形成など海の総合的利用を図る。	一定の防護水準を維持するために、施設の異常箇所を早期発見のための点検を継続的に行う。また、長期的には沖合いに海域環境に配慮した防堤を設置し越波防止を図る。	漁場や水質等の自然環境へ配慮した施設整備と、人と自然が共生できる沿岸環境を創造する。	漁業事業による自然環境を生かしたふれあい緑地広場整備や親水施設整備・駐車場等の受け入れ施設整備と一体的利用により都市住民との交流拠点としての利用促進を図り、良好な漁業環境を創造する。ゴミ持ち帰り等啓発をほかり利用環境の向上を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・護岸及び潜堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	背後地への高潮災害の防止 砂浜の回復・安定化 水産協調施設の導入による 海域環境の向上	
										砂浜	=	=	=	=								
										離岸堤	110(2箇所)	3	=	=								
小田原	⑨小田原西部	54	小田原(河)	根府川	国土交通省水管理・国土保全局	神奈川県	512	自然海岸	津波	護岸	277	8.44~12.0	=	=	キャンプ場他	典型的な岩石海岸と大玉石海岸で、漁業、磯釣り、ダイビング、キャンプ等の利用が盛んで、こうした自然豊かで、様々な利用がされている海岸の利用と環境との調和を図りつつ、安全で快適に活用できる海岸整備を行う。	高潮・侵食に対しては、高波浪を減衰させ、背後地への浸水を防止する。また、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対応する。	大玉石海岸を出来る限り残し、また、背後の小田原市指定保存樹(クロマツ他)を保護・保全して、白砂青松海岸とする。	漁業、磯釣り、ダイビング、キャンプ等のそれぞれの良好な利用が出来るような海岸整備を行う。また、海岸利用のユニバーサルデザイン化を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努める。 ・消波工及び人工リーフについては、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努める。	白砂青松海岸を守り、地域や観光客の安全で快適な海洋レクリエーション基地を保全・保護することで、海岸利用の促進が図れる。また、海岸に接した貴重な平坦地を海岸侵食から防護することで国土保全の目的を達成することが出来る。	
										新設	=	=	検討中	検討中								
										消波工	150	不明	=	=								
小田原	55-1	白磯海岸	白磯海岸(現在、海岸保全区域の指定は無い)	国土交通省水管理・国土保全局	神奈川県	(未指定)	自然海岸(崖海岸)	侵食	消波堤	新設	=	=	検討中	検討中	崖(上部は住宅地)	磯と斜面緑地からなる自然海岸で、磯釣り、磯遊びや豊かな動植物の宝庫と言われ、野外学習の場ともなっている。こうした自然を保護しつつ、海岸に接する崖の侵食を防止し、国土保全を行い、併せて、海岸の安全利用が促進されるような海岸整備を行う。	出来る限り自然に手をつけず、近自然的な手法で、海食崖基部の波浪からの侵食を防止し、崖の安定性向上及び崖上住宅地等の安全性を高める。	現在の豊かな海岸環境を維持するとともに、さらに向しが望めるような海岸環境の整備に努める。	漁業や安全で快適な磯釣り、磯遊び等の海洋レクリエーションによる自然環境の保全と利用を図る。	・消波堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を実施し、必要に応じて、ブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	海食崖基部の侵食を防止することで、崖及び崖上住宅地の安全性の向上が図れると共に、海岸の利用環境を増進することが出来る。	
									新設	=	=	検討中	検討中									
									人工磯	750	1.72	=	=									
真鶴・湯河原	⑩真鶴・湯河原	55-2	真鶴港(港)	真鶴	国土交通省港湾局	神奈川県	850	自然海岸人工海岸	高潮(越波)	護岸	改良	850	5.60~6.50	検討中	検討中	住宅地商業地漁業港湾関連施設	岩礁海岸と大玉石海岸で、漁業、磯釣り、磯遊び等の利用が盛んで、こうした自然豊かで、様々な利用がされている海岸の利用と環境との調和を図りつつ、安全で快適に活用できるような一定の防護水準を確保しながら海岸整備を行う。	高潮に対しては、既存の海岸保全施設を適切に管理していく。津波に対しては港湾利用と整合を図りながら、背後地への浸水被害が発生しないよう、既存の海岸保全施設の改良等により機能向上を図る。また、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対応する。	施設の維持、改良にあたっては、景観に配慮すると共に親水性を高める。	利用促進を考慮し、海浜への近づき易さや緊急時の避難のし易さに配慮する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・護岸及び人工磯については、ブロック(被覆石)の移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努める。	背後地の津波災害を防ぐと共に、自然環境の安全性及び促進が図れる。
										新設	=	=	検討中	検討中								
										人工磯	750	1.72	=	=								

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（14）

（表は構想であり、実施にあたっては、海岸に關し学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を聴きながら計画を策定する。）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面		
小田原	⑩真鶴・湯河原	56-1	湯河原(河)	湯河原(吉浜地区)	国土交通省水管理・国土保全局	神奈川県	1,022	自然海岸	津波侵食	護岸		740	6.50	=	=	湯河原町の貴重な砂浜海岸であり、古くから海水浴場として賑わいを見せてきた。湯河原温泉を訪れた人が、気軽に利用できる海岸として、また、みんなの財産として砂浜を今後とも保全をしていく。海水浴場としてさらなる賑わいと防災機能の一層の向上を目指す海岸整備を行う。現状の砂浜を保持する。	現状の砂浜を保持し、砂浜の消波機能を高める。また、高潮、津波対策に対しては情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処するとともに、避難通路等の機能向上を図る。	砂浜の長期的な安定による海生動植物の生息環境の向上を図る。また、海岸への排水による海岸環境の悪化防止を図る。	海水浴場、投げ釣り、サーフィン等の海洋レクリエーションが行えるよう海岸の利用の増進を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・突堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・門扉については、日常的な巡視・台風期前などにおける閉鎖点検及び原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、施設の機能が維持されるよう適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	現状の砂浜を保持・回復することで、高潮災害を防止・軽減すると共に、道路護岸の安全性の向上を図れる。また、海水浴場としての賑わいを回復させ、湯河原町の町おこしにも寄与できる。	
												突堤	43(1基)	2.45	=							=
												門扉(角落し含む)	13	6.50	=							=
												砂浜	=	=	=							=
	56-2	湯河原(河)	湯河原(門川地区)	国土交通省水管理・国土保全局	神奈川県	932	人工海岸(埋立地)	高潮(越波)	護岸	改良	932	6.50	検討中	検討中	埋立人工海岸であり、波浪の影響を直接受ける厳しい海岸であるため、背後地を防護する海岸保全施設を適切に管理していく。津波に対しては、海岸利用と整合を図りながら、背後地の浸水被害が発生しないよう、既存の海岸保線施設の改良等により機能向上を図る。また、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	高潮に対しては、既存の海岸保全施設を適切に管理していく。津波に対しては、海岸利用と整合を図りながら、背後地の浸水被害が発生しないよう、既存の海岸保線施設の改良等により機能向上を図る。また、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	施設維持、改良にあたっては、景観に配慮するとともに親水性を高める。	子供から大人まで幅広く海と親しむ事ができる間とする。また、利用促進を考慮し、当該海岸と隣接海岸を連続させ、利便性の向上を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・消波工及び人工リーフについては、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・門扉については、日常的な巡視・台風期前などにおける閉鎖点検及び原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、施設の機能が維持されるよう適切な維持・修繕に努める。	背後の公共施設等の安全性と分断された景観と利用の調和が図れ、湯河原海岸全体としての出来を限りの自然性を復元できる。		
										消波工	600	不明	=	=								
										人工リーフ	510	-0.84~1.84	=	=								
										門扉(角落し含む)	1	6.50	=	=								

相模湾

横須賀市

三浦市

相模湾

- 凡例
- 海岸保全施設を新設しようとする区域
 - 海岸保全施設を改良しようとする区域
 - 海岸保全施設の存する区域
 - 受益地域
 - 海岸保全区域
 - ⋯ 海岸保全予定区域
 - 堤防
 - 消波工
 - 養浜
 - 護岸
 - 人工リーフ
 - 突堤
 - 離岸堤
 - ヘッドランド
 - 水門（陸揚、門扉）
 - 岩壁型施設（仮称）
 - 洗掘防護施設
 - 沿岸漂砂機流抑制施設

※海岸保全予定区域：今後、海岸保全区域の指定を予定している区域

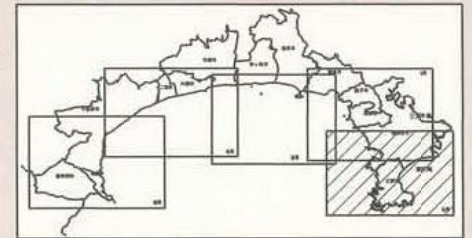
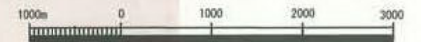


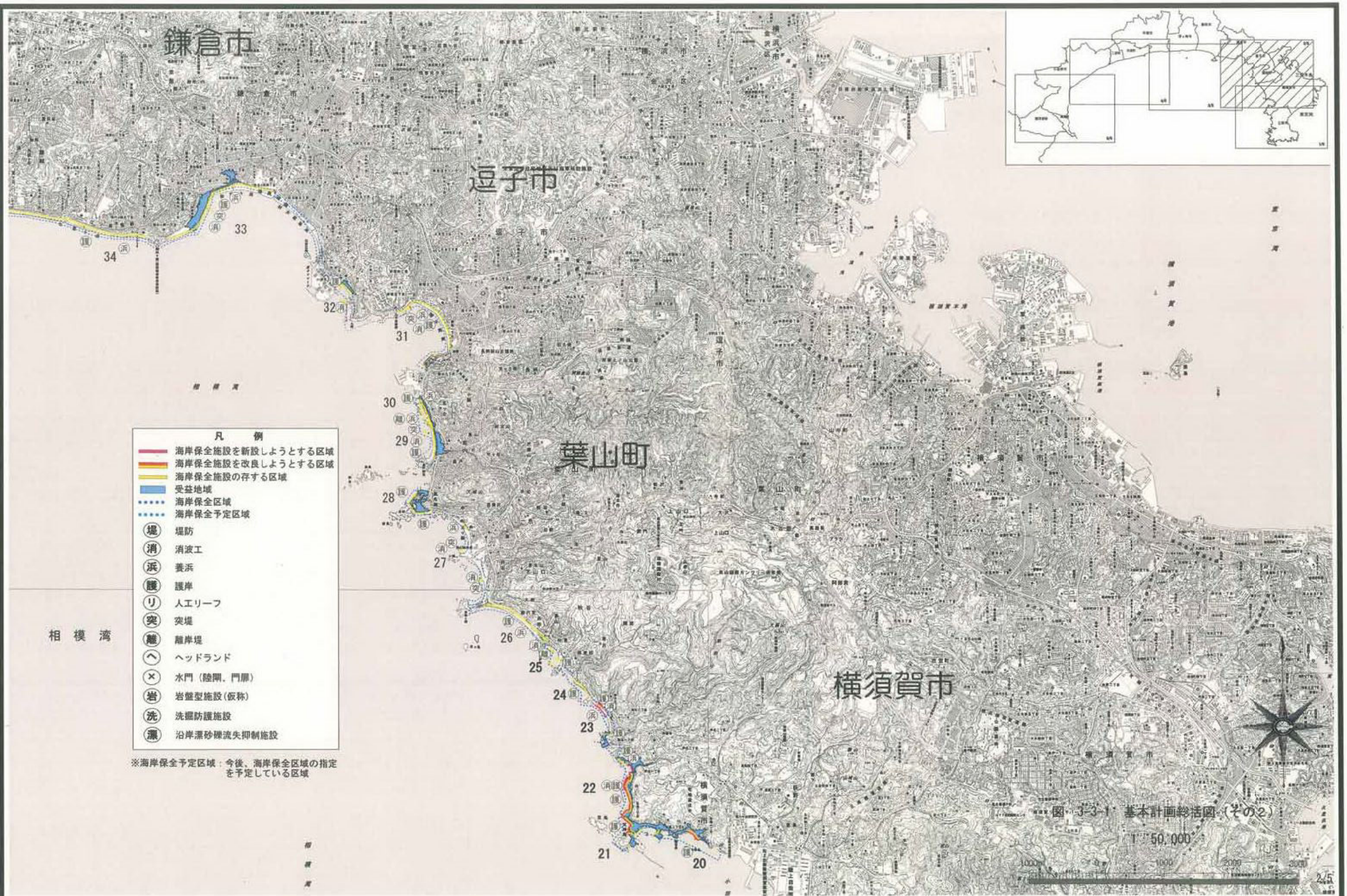
図 3-3-1 基本計画総括図（その1）

1 : 50,000



1/5

※この地図は、国土地理院長の承認を受けて、国土地理院の基礎地図 50000（地図番号）を複製したものである。（原図番号 平26機補、第369号）



- 凡 例
- 海岸保全施設を新設しようとする区域
 - 海岸保全施設を改良しようとする区域
 - 海岸保全施設の存する区域
 - 受益地域
 - 海岸保全区域
 - 海岸保全予定区域
 - ⊖ 堤防
 - ⊖ 消波工
 - ⊖ 養浜
 - ⊖ 護岸
 - ⊖ 人工リーフ
 - ⊖ 突堤
 - ⊖ 離岸堤
 - ⊖ ヘッドランド
 - ⊖ 水門（陸門、門扉）
 - ⊖ 岩盤型施設（仮称）
 - ⊖ 洗掘防護施設
 - ⊖ 沿岸漂砂・漂流抑制施設

※海岸保全予定区域：今後、海岸保全区域の指定を予定している区域

図 3-3-1 基本計画総括図（その2）
1:50,000

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、国勢発行の製図地図 50000（地図商標）を複製したものである。
（原図番号 平26情保、第569号）

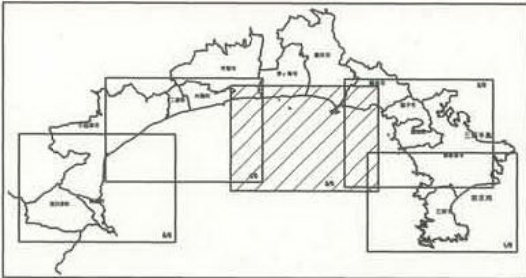
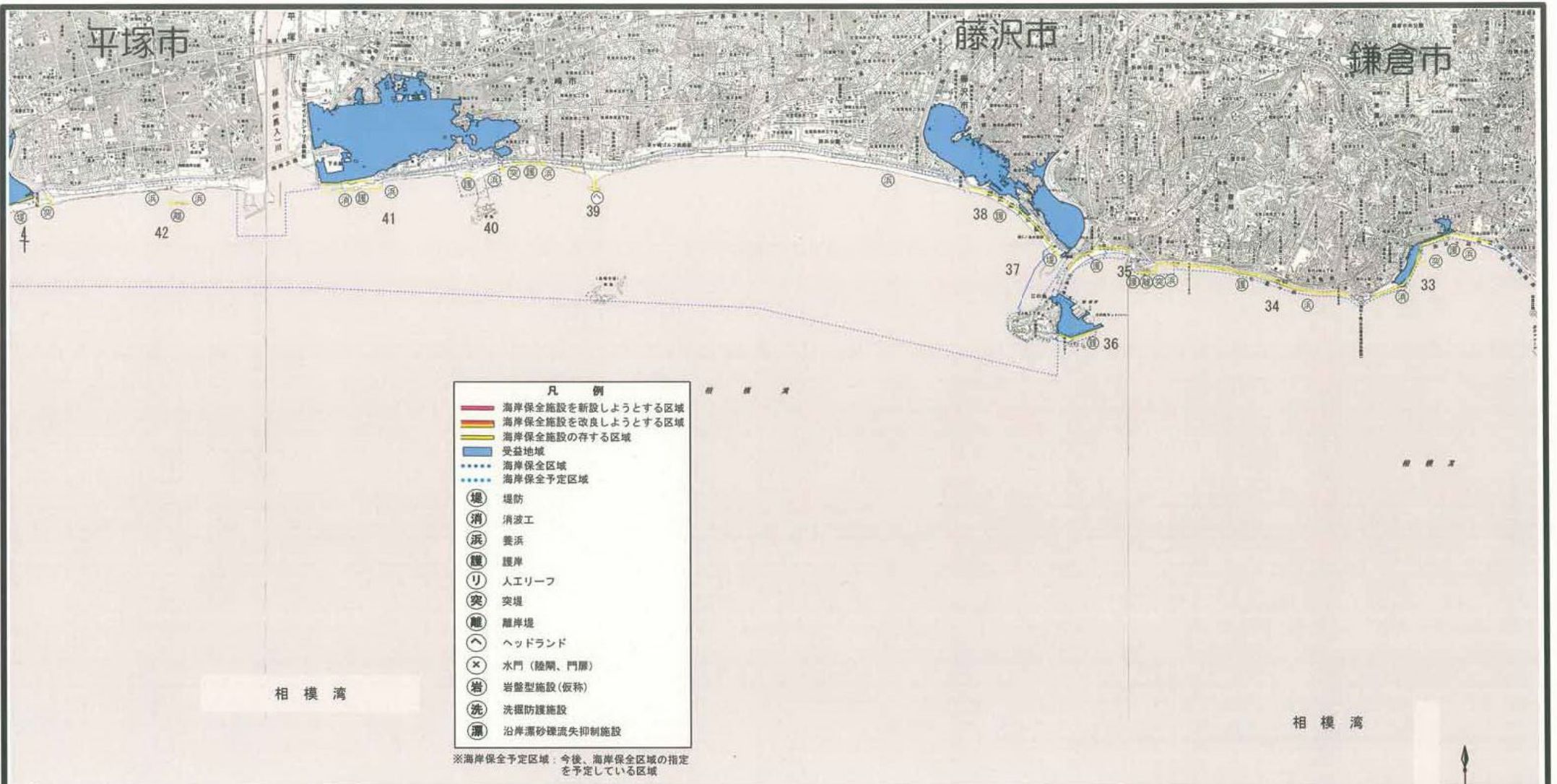
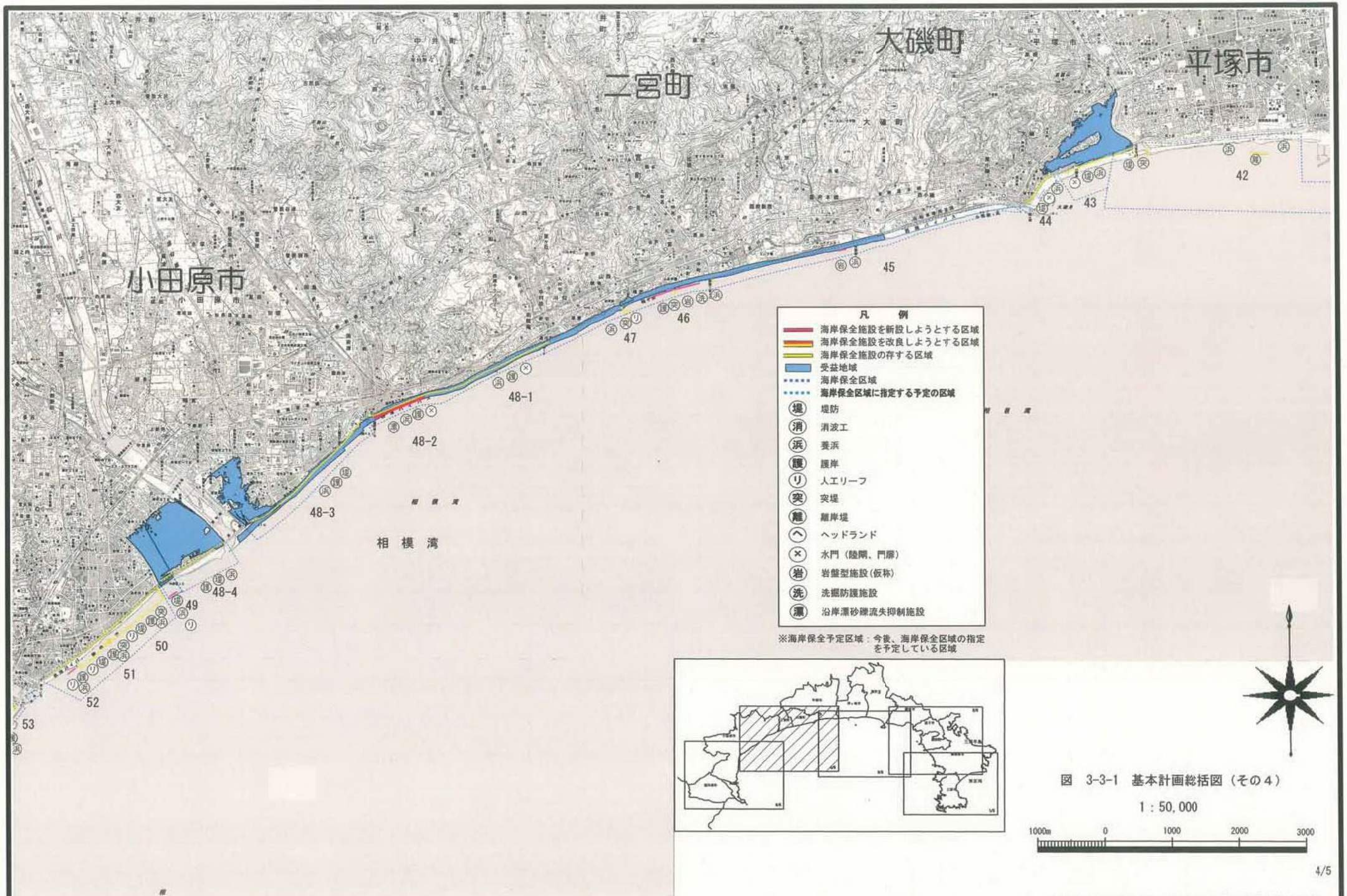
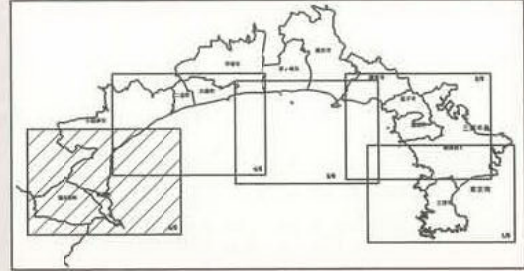


図 3-3-1 基本計画総括図（その3）

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図5000（地図番号）を複製したものである。（地図番号 平26情報、第669号）



※この地図は、国土院院長の承認を得て、関係自治体の各種地図(海防図等)を複製したものである。
(承認番号 平26海防第 第349号)



凡例

- 海岸保全施設を新設しようとする区域
- 海岸保全施設を改良しようとする区域
- 海岸保全施設の存する区域
- 受益地域
- 海岸保全区域
- 海岸保全予定区域

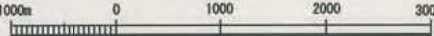
- ① 堤防
- ② 消波工
- ③ 養浜
- ④ 護岸
- ⑤ 人工リーフ
- ⑥ 突堤
- ⑦ 離岸堤
- ⑧ ヘッドランド
- ⑨ 水門（越障、門扉）
- ⑩ 岩盤型施設（仮称）
- ⑪ 洗掘防護施設
- ⑫ 沿岸漂砂礫流失抑制施設

※海岸保全予定区域：今後、海岸保全区域の指定を予定している区域

相模湾

図 3-3-1 基本計画総括図（その5）

1 : 50,000



5/5

※この地図は、国土情報部長の承認を得て、同姓発行の数値地図5000（地形図）を複製したものである。（製図番号 平26地保 第139号）